

## 第 4 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 24 年 4 月 19 日 (木) 午前 10 時 00 分

場 所 津市美里庁舎 2 階 会議室 1

出席部会委員 のだ ひさただ おおた よしまさ まゆみ すみかず あかつか かおる  
2野田 久忠・3太田 義政・4 眞弓 純一・5赤塚 薫  
あおき しょうじ いたう せいいち おくやま まさお ごとう かつ  
6青木 正司・7伊藤 征一・9奥山 正夫・11後藤 勝  
さか よしいち まきの れいきち ますじ かずひさ むらじ たかし  
13阪 芳一・17牧野 礼吉・18増地 和久・19村治 隆史  
しみず きよし なかばやし ちょういち にしぐち まさくに たなか かずよし  
23清水 清・24中林 長一・41西口 正國・47 田中 千福  
以上 16 名

欠 席 委 員 14 しみず ぶんべえ 清水 文兵衛

出席部会員外委員 会長 野田 悟

議 長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事 務 局 職 員 飯田事務局長・草深次長・竹田主事

総 合 支 所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平主査  
芸濃：後藤副主幹

議 事 録 署 名 者 5 あかつか かおる 赤塚 薫・23 しみず きよし 清水 清

事 項

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)  
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)  
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)  
報告第 6 号 農業生産法人の新規登録について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)  
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)  
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)  
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第 5 号 非農地証明願について  
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について (別冊)

## 議 事 の 大 要

議 長 それでは、第4回第1農地部会をはじめます。本日の欠席者は14 清水委員1名、出席者は16名で本農地部会は成立しております。では、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。

5 赤塚薫委員・23 清水清委員よろしくお願ひいたします。

それでは、まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から6号まで件数及び合計面積につきまして、事務局から一括して報告をお願ひいたします。

事 務 局 議案書の1ページから2ページをお願ひいたします。  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。

これらにつきましては、相続により取得した農地の届出でございます。  
件数は5件、合計面積は27,689㎡で、その内訳は、田が26,766㎡、畑が923㎡でございます。

いずれの案件もあつせん等の希望はございません。

3ページをお願ひいたします。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1、恐れ入りますが地区を養正から敬和に訂正をお願ひします。

届出者 \_\_\_\_\_、申請地海岸町\_\_\_\_\_番、台帳地目田、現況地目宅地、面積2,181㎡。

これにつきましては、昭和52年4月に会社の倉庫を建築し、駐車場としても利用してきたものです。

始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

番号2、地区藤水、届出者 \_\_\_\_\_、申請地藤方八ヶ坪\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積770㎡、外1筆で合計1,540㎡。

これにつきましては、現在、下水道工事の資材置き場として一時転用として賃貸しておりますが、そのままバラスを敷いて貸し駐車場として利用しようとするものです。

番号3、地区香良洲、届出者 \_\_\_\_\_、申請地香良洲町川原新起\_\_\_\_\_番、台帳地目畑、現況地目宅地、面積492㎡

これにつきましては、昭和45年頃、木造瓦葺平屋建90㎡の居宅を建築したものです。

始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

番号4、地区香良洲、届出者 \_\_\_\_\_、申請地香良洲町中タダラ\_\_\_\_\_番、台帳地目田、現況地目水路、面積13㎡、外3筆で合計510.85㎡。

これにつきましては、それぞれの筆を平成2年頃より水路として、昭和44年頃より道路として、平成5年頃と平成8年頃より共同住宅の敷地の一部として利用しているものです。

始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

以上件数は4件で、4,723.85㎡ 内容は田が4,231.85㎡ 畑が492㎡でございます。

4 ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1と番号2は関連案件でございますので一括して説明させていただきます。

番号1、地区藤水、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地垂水丸山 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも田、面積156㎡外2筆で合計492㎡。

番号2、地区藤水、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地垂水丸山 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも田、面積522㎡。

これらにつきましては、受人は渡人より申請地を譲受け、約100㎡の仮設事務所、資材置き場、約15台分の駐車場として利用しようとするものです。

番号3、地区高茶屋、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地高茶屋小森町向山 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも畑、面積156㎡外1筆で合計318㎡。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲受け、建築面積133.5㎡の一般住宅を建築しようとするものです。

番号4、地区高茶屋、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地高茶屋小森町犬塚 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目畑、現況地目宅地、面積145㎡。

これにつきましては、昭和45年頃に、宅地を拡大して庭にしてしまったものです。

始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

番号5、地区香良洲、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地香良洲町新開地 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目畑、現況地目田、面積694㎡外1筆で合計1,060㎡。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲受け、延べ約100㎡の戸建て住宅2戸を建築しようとするものです。

以上件数は5件で2,537㎡ その内容は田が1,014㎡畑が1,523㎡でございます。

5 ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区一身田、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地一身田上津部田タノ坪 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目田・現況地目雑種地、面積270㎡外1筆で合計407㎡。

これにつきましては、借人は貸人より申請地を賃貸借し、有料老人ホーム及びデイサービスセンターを建設しようとするものです。

なお、届出地につきましては、平成22年3月頃に貸し人の亡き夫が近隣マンションの修繕工事に伴う関係者の駐車場として一時的に貸付け、また平成23年4月からは県立博物館の工事関係者の駐車場として貸しつけてしまっているものです。

始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

以上件数は、1件で407㎡その内容は田でございます。

6 ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1、地区栗真、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地栗真中山町北垣内 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも畑、面積419㎡。

これにつきましては、借り人は貸し人より申請地を使用貸借し、軽量鉄骨2階建のべ床面積126.49㎡の居宅1棟を建設しようとするものです。

以上、件数は1件で419㎡内容は畑でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第6号 農業生産法人の新規登録についてでございます。

番号1、 \_\_\_\_\_、主たる耕作物水稻、耕作面積 田65ha。

以上件数は1件で、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしているものと判断されます。

以上で説明を終わります

議長 ありがとうございます。事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく願います。

続きまして、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 8ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区楡形、受け人 \_\_\_\_\_、面積12,068㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積2,183㎡、申請地産品宮ノ前 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも畑、面積99㎡。

これにつきましては、渡人は夫の死亡により相続登記をする際に申請地は既に受人へ売却済であることを受人と双方で確認したものであります。

番号2、地区雲出、受け人 \_\_\_\_\_、面積7,665㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積343㎡、申請地雲出本郷町雲成寺 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも田、面積343㎡。

これにつきましては、渡人は高齢による労働力不足のため甥にあたる受人へ申請地を贈与しようとするものです。

また受人はこれにより経営を拡大しようとするものです。

番号3、地区大里、受け人 \_\_\_\_\_、面積24,748㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積24,748㎡、申請地大里睦合町蟹田 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも畑、面積234㎡ 外1筆で合計264㎡。

これにつきましては、受人は父である渡人より申請地の贈与を受け、経営を若返らせようとするものです。

番号4、地区草生、受け人 \_\_\_\_\_、面積4,969㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積5,221.3㎡、申請地安濃町草生蔵垣内 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも田、面積85㎡。

これにつきましては、渡人は、申請地が道路の用地買収の残地で面積が少なく、土地の利用価値がないため、申請地の隣接で耕作しており営農を拡大しようとする受人に申請地を譲渡しようとするものです。

番号5、地区草生、受け人 \_\_\_\_\_、面積5,221.3㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積5,221.3㎡、申請地安濃町草生小婦化 \_\_\_\_\_ 番、台

帳地目・現況地目とも田、面積909㎡ 外11筆で合計5198.3㎡。

これにつきましては、渡人は高齢で労働力不足のため、申請地を受人へ生前贈与し経営を若返らせようとするものです。

以上件数は5件で5,989.3㎡その内訳は田が4,843.3㎡ 畑が1,146㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。それでは、1番の楡形。

野田委員 1番 野田でございます。特に問題ございません。

議長 ありがとうございます。2番、雲出。

奥山委員 9番 奥山です。何ら問題ないので、よろしく申し上げます。

議長 3番は私でございます。親子関係でございまして、何ら問題なかろうと思えます。よろしくお願いいたします。

4番、5番、草生。

清水委員 はい、23番、清水です。現地を確認しましたが、何ら問題ないので、ご承認をお願いします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。  
地元委員さんからは、異議のない旨の発言ございました。  
皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい。ありがとうございます。  
それでは、異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定します。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 10ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区安東、申請者 \_\_\_\_\_、申請地長岡町茶木原\_\_\_\_\_番、台帳地目畑、現況地目雑種地、面積871㎡。

これにつきましては、申請者は、平成15年8月に申請地を相続した頃から隣接の資材置き場が手狭になり、畑の一部も資材置き場として利用し現在に至っているものです。

始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区高野尾、申請者 \_\_\_\_\_、申請地高野尾町北出 \_\_\_\_\_ 番、  
台帳地目畑、現況地目雑種地、面積249㎡。

これにつきましては、昭和52年2月頃農業用倉庫を建築しましたが、申請者の父が亡くなり、申請者は桑名に住んでおり、通作が困難で平成3年10月頃より稲作をやめてしまったことから、農業用機械等は全て処分し、自家用車の車庫兼一般倉庫として利用してきたものです。

始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は2件で1、120㎡、その内訳は、畑でございます。

農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。  
地元委員さんの意見を伺います。1番、安東。

太田委員 3番 太田です。今、事務局の報告のとおりでございます。どうぞよろしく  
お願いいたします

議 長 ありがとうございます。2番、高野尾。

赤塚委員 5番 赤塚です。私、現地確認に行きまして、また、地元の農業振興部会で  
審議いたしました結果、何も問題ないのでよろしくお願いいたします。

議 長 それではお諮りいたしますが、皆さん方、これにつきましていかがでござい  
ましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第2号について許可することに決定いたし  
ました。ありがとうございます。

それでは、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 11ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委  
員会許可・所有権移転)でございます。

番号1、地区高野尾、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地高野尾  
町新出 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも畑、面積662㎡

これにつきましては、受人は、現在の居住地から農地まで距離があるため、  
渡人より申請地を譲受け、農家住宅と農業用倉庫を建築しようとするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区椋本、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地芸濃町椋

本東豊久野 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 2, 0 4 4 m<sup>2</sup>外 2 筆  
で合計 2, 8 2 1. 4 3 m<sup>2</sup>

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲受け、約 8 8 台分の駐車場を整備しようとするものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 3、地区草生、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地安濃町草生板カス \_\_\_\_\_ 番、台帳地目畑、現況地目雑種地、面積 2 5 4 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、平成 1 8 年頃より児童公園として利用し、現在に至っているものです。

始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 4、地区村主、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地安濃町今徳天野山 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 4 7 m<sup>2</sup>

これにつきましては、受人は、子ども達の成長により自宅の駐車場が手狭になってきたので、渡人より申請地を譲受け、自家用車 2 台分の駐車場にしようとするものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 5、地区村主、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地安濃町今徳山出 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目畑、現況地目公衆用道路、面積 4 7 m<sup>2</sup>

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲受け、申請地の西隣の所有地への進入路としようとするものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上件数は 5 件で 3, 8 3 1. 4 3 m<sup>2</sup> その内訳は田が 7 7 7. 4 3 m<sup>2</sup> 畑が 3, 0 5 4 m<sup>2</sup> でございます。

いずれの案件も農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。1 番、高野尾。

赤塚委員 5 番 赤塚です。私、現地確認に行きまして、また、地元の農業振興部会で審議いたしました結果、何も問題ないのでよろしく申し上げます。

議 長 2 番、椋本。

牧野委員 1 7 番 牧野です。先日、会長、部会長、事務局と現地確認いたしましたところ何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 3 番、草生。

清水委員 2 3 番、清水です。3 番、4 番、5 番、事務局の説明どおり何ら問題ないので、ご審議をお願いします。

議 長 4 番、5 番、村主。

清水委員	4番、5番、も同じことで、問題ございません。
議 長	ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございました。それでは異議なしと認め、議案第3号について許可することに決定をいたします。 次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）、事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	12ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 番号1、地区豊津、借り人 _____、貸し人 _____、申請地河芸町影重浜新田_____番、台帳地目田、現況地目畑、面積104㎡外1筆で合計450㎡。 これにつきましては、工事のための現場事務所、駐車場、資材置き場として一時転用しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区村主、借り人 _____、貸し人 _____、申請地安濃町川西世古_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積145㎡外2筆で合計451.91㎡。 これにつきましては、借り人は、現在の重機資材置き場が手狭になったため貸し人より申請地を賃借し、重機資材置き場として利用しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区明合、借人 _____、貸人 _____、申請地安濃町東観音寺北浦_____番、台帳地目・現況地目とも畑、44㎡ほか1筆で合計535㎡。 これにつきましては、市の施設であるサンヒルズ安濃の専用駐車場として利用しようとするもので、駐車可能台数は24台です。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上件数は3件で1, 436.91㎡その内訳は田が901.91㎡畑が535㎡でございます。 農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。1番、豊津。
阪 委 員	13番 阪。これ先般、自分も事務局の方立ち会って、現場を確認したんですけど、特に問題ないと思うんで、よろしくお願ひします。
議 長	2番、村主。



清水委員	23番、清水です。何ら問題ないので、ご審議をお願いします。
議 長	3番、明合。
中林委員	24番 中林。ただいま事務局の説明がございましたとおり、特に問題ないと思いますので、許可をいただきますようお願いいたします。
議 長	それではお諮りいたしますが、皆さん方、これらにつきましていかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第4号について許可することに決定いたしました。ありがとうございました。 続きまして第5号議案、非農地証明願について事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	13ページをお願いいたします。 議案第5号 非農地証明願についてでございます。 番号1、地区大里、願出者 _____、申請地大里睦合町大掛_____番、台帳地目畑、現況地目宅地、面積1,629㎡、外4筆で合計6,797㎡。 これにつきましては、願出者は昭和47年に豚舎等を建設し、現在に至っているものです。 昭和63年に国土地理院が撮影した空中写真撮影記録証明書が添付されており、これら物件が確認されますことから、20年が経過していると判断されます。 津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規程により建物若しくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。 番号2でございますが、こちらにつきましては、添付資料が不十分なため、添付を求めていますことから、資料が提出されるのを待ち、来月まわしとさせていただきます。 番号3、地区安西、願出者 _____、申請地芸濃町北神山血解_____番、台帳地目畑、現況地目雑種地、面積1,472㎡、外1筆で合計2,259㎡ これにつきましては、願出者の弟が申請地で養豚を営んでいましたが、労働力不足のため平成2年頃に廃業し、雑草や灌木が繁茂し原野化しているものです。 願出者はこの件に関与しておりませんでした。が、相続により地目が未だ畑になっていることが判明したものです。 平成4年に国土地理院が撮影した空中写真撮影記録証明書が添付されており、これら物件が確認されますことから、20年が経過していると判断されます。 津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規程により建物若しくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

番号2が抜けましたので、訂正を願います。  
件数は2件で9,056㎡その内訳は田が2,128㎡ 畑が6,928㎡  
でございます。  
以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。1番は、私でございます。何ら問題なかろうと思  
います。よろしく願いいたします。  
3番、安西。

増地委員 18番 増地です。先日、会長、部会長、事務局と現地確認いたしました  
ところ何ら問題ないと思っておりますので、これ、よろしく願いいたします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがで  
ございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、5号議案について証明す  
ることに決定いたします。  
次に、別冊でお配りしました議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条  
の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いいたし  
ます。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積  
計画の決定についてでございます。  
別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。  
表紙を1枚めくっていただいた集計表をご覧ください。  
右下の合計欄に掲げてありますように、今月は、総合計で、84件283,  
673㎡の集積がありました。  
その内容は、貸借関係のみでございます。  
地区別の状況を、一番下の合計欄でご説明いたします。  
津地区は、23件で45,682㎡、その内訳は、田が44,101㎡、畑  
が1,581㎡でございます。  
河芸地区は、4件で10,303㎡、その内訳は、田が9,908㎡、畑が  
395㎡でございます。  
安濃地区は、27件で146,921㎡、その内訳は、田が138,705  
㎡、畑が8,216㎡でございます。  
芸濃地区は、24件で66,875㎡、その内訳は、田が61,547㎡、  
畑が5,328㎡でございます。  
美里地区は、6件で13,892㎡、その内容は、田でございます。  
香良洲地区は、今回は該当がございません。  
以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて268,153㎡で、  
畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて、15,520㎡で、総合計が84  
件で283,673㎡となっております。

賃貸借と使用貸借の内訳はご覧のとおりでございます。  
認定農業者への集積状況は、33件で130,579㎡となっております。  
なお、整理番号43番、\_\_\_\_\_さんの集積案件につきましては、御本人が  
先日(4月5日)にお亡くなりになり、取下げの申し出をいただきましたので抹  
消させていただいております。集計表につきましては訂正済みでございます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計  
画の決定について、適正であると認め、市長に進達することにいたします。  
以上で、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。  
これをもちまして、第4回第1農地部会を閉会します。

午前10時42分

上記は、第4回第1農地部会の議事を録したものである。

平成23年4月21日

議 長

出席委員

出席委員